**コ ン ソ ー シ ア ム 型 共 同 研 究 知 財 合 意 書（案）**

　［　　　　］大学（以下「甲」という。）と［　　　　］大学（以下「乙」という。）と［　　　　　］（以下「丙」という。）と［　　　　　］（以下「丁」という。）（以下総称して「本当事者」という。）とは、本当事者間で［　　　　年　　月　　日］に締結された下記合意書項目表1.に定める研究題目の共同研究契約（以下「本共同研究契約」という。）に基づき実施する共同研究（以下「本共同研究」という。）に伴い得られた発明等に係る知的財産権の取り扱いを定めるために、以下のとおり合意書（以下「本合意書」という。）を締結する。

（合意書項目表）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1．研究題目 |  | | | |
| 2．主幹事当事者 |  | | | |
| 3．プロジェクトマネージャー |  | | | |
| 4．活用企業 | | |  | |
| 5．ノウハウの秘匿期間 | | | 本共同研究終了日（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算して［　　］年間 | |
| 6．秘密保持義務の有効期間 | | | 本共同研究終了日（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算して［　　］年間 | |
| 7．成果に関する知的財産権の帰属 | | ＜帰属集約型の場合＞  ［・活用企業の単独帰属に集約する（第3条第1項）］  ／  ＜実施権集約型の場合＞  ［・発明者主義に基づき発明者が所属する本当事者に帰属させつつ（第3条第1項）、再実施許諾権付き独占的実施権を活用企業に許諾する（第3条第2項）］ | | |
| 8．成果に関する権限（実施権、選択権等） | | 活用企業 | | ・本共同研究の目的での無償かつ非独占的実施を行う権利（第4条第1項）  ・本共同研究以外の目的での独占的実施を行う権利（第4条第2項）  ・本共同研究以外の目的での第三者に対する非独占的実施許諾（第5条第1項） |
| その他の本当事者 | | ・本共同研究の目的での無償かつ非独占的実施を行う権利（第4条第第1項）  ・本共同研究以外の目的での非独占的実施許諾を受ける権利（第4条第3項）  ・本共同研究以外の目的での第三者に対する実施許諾の対価の分配を受ける権利（第5条第3項） |

（以下、余白）

**第1条（定義）**

本合意書において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

ウ．モデル３

（1）「研究機関当事者」とは、［　　　　］及び［　　　　］を総称していう。

（2）「企業当事者」とは、［　　　　］及び［　　　　］を総称していう。

（3）「本研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

（4）「知的財産権」とは、以下に掲げるものをいう。

　イ　特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第 123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

　ロ　特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

　ハ　著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利

　ニ　秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第21条の規定に基づき特定するもの（以下「ノウハウ」という。）

（5）「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。

（6）「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願（仮出願を含む。）をいう。

（7）「出願等費用」とは、知的財産権等の出願等に要する費用であって、特許庁、裁判所等の機関又はいずれの本当事者にも所属しない弁理士等の外部専門家に対し支払われるものをいう。

（8）知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。

［（9）「本データ」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）2条所定の「個人情報」以外の情報についての電磁的記録（電子的方式、電気的方式その他人の近くによっては認識できない方式で作成される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

（10）「各当事者提供データ」とは、本合意書締結前から各当事者が利用権限を有し、本共同研究の目的で提供する本データであって、各当事者について別紙[1]に示される。

（11）「本成果データ」とは、本研究の遂行の過程で、又は、これに関して、創出され、取得又は収集される本データであって、別紙[2]に示される。

（12）「利用権限」とは、データを利用、管理、開示、譲渡（利用許諾を含む。）又は処分することのほか、データに係る一切の権限をいう。］

**第2条（運営方法）**

1　本当事者は、本共同研究における研究開発全体の管理とマネジメントを行うために、契約項目表2．に掲げる主幹事当事者（以下「主幹事当事者」という。）と、契約項目表3．に掲げるプロジェクトマネージャーを委員長とする知財運営委員会（以下「本知財運営委員会」という。）を設置する。

2　本知財運営委員会の運営その他必要な事項は、別途定めるところによるものとし、本知財運営委員会の委員長による承認を得て、行われるものとする。

**第3条（知的財産権の帰属・集約）**

＜「帰属集約型」のモデル条項＞

［1　本共同研究に伴い得られた発明等（以下「本発明等」という。）に関する知的財産権（以下「本知的財産権」といい、本知的財産権のうち共同発明者が二以上の本当事者にそれぞれ1人以上所属している本発明等に関するものについては「共有知的財産権」という。）は、契約項目表4．に掲げる活用企業（以下「活用企業」という。）に帰属するものとする。

2　本当事者は、それぞれの規則等により、本発明等を得た自己に所属する研究担当者等から、当該本発明等に関する本知的財産権の承継を受けるものとし、活用企業以外の本当事者は当該自己が承継した本知的財産権を有償で活用企業に譲渡することにより、活用企業に帰属させるものとする。なお、研究担当者等からの本知的財産権の承継に関する当該研究担当者等への対価の支払いに関しては、当該研究担当者等が所属する本当事者が責任をもつものとする。

3　前項に基づく活用企業以外の本当事者から活用企業への本知的財産権の譲渡の対価は、別途合意する。］

／

＜「実施権集約型」のモデル条項＞

［1　本共同研究に伴い得られた発明等（以下「本発明等」という。）に関する知的財産権（以下「本知的財産権」という。）は、本発明等の発明者が所属する当事者にそれぞれ帰属するものとする。

2　本発明等の共同発明者が二以上の本当事者にそれぞれ1人以上所属している発明等（以下「共同発明等」という。）に関する知的財産権（以下「共有知的財産権」という。）は当該発明者等が所属する本当事者の共有とする。共有知的財産権の持分については、共同発明等の発明者が所属する本当事者で協議するものとする。

3　本当事者は、それぞれの規則等により、本発明等を得た自己に所属する研究担当者等から、当該本発明等に関する本知的財産権の承継を受けるものとする。なお、研究担当者等からの本知的財産権の承継に関する当該研究担当者等への対価の支払いに関しては、当該研究担当者等が所属する本当事者が責任をもつものとする。

4　契約項目表4．に掲げる活用企業（以下「活用企業」という。）以外の各当事者は、活用企業に対し、自己に帰属する本知的財産権（活用企業を含む他の本当事者と共有している共有知的財産権を含む。）について、本合意書に定める条件により当該本知的財産権に係る本発明等を活用企業が実施及び実施許諾するための独占的な権利を許諾する。活用企業以外の本当事者は、本合意書において別段の定めがない限り、当該本発明等を実施又は実施許諾することができない。なお、活用企業に実施及び実施許諾するための権利が許諾された本発明等に係る本知的財産権について、第三者に権利行使を行う場合には、その方法について、活用企業と当該本知的財産権を保有する本当事者とが別途協議の上決定するものとする。

5　前項に基づく活用企業以外の本当事者から活用企業への本知的財産権に係る本発明等に関する独占的な権利の許諾の対価は、別途合意する方法による。］

**第4条（コンソーシアム内での本発明等に係る実施・実施許諾）**

1　本当事者は、本共同研究の実施期間中、本発明等を本共同研究を遂行する目的で非独占的に実施することができるものとし、活用企業は、他の本当事者に対して当該実施権を無償で許諾する。

2　活用企業は、前条に基づく他の本当事者からの本知的財産権等の［譲渡／独占的実施権の許諾］の対価を支払うことを条件に、本発明等を本共同研究の遂行以外の目的で自ら実施［（自己の関係会社等に実施許諾することを含む。）］する［ことができる］／［ことに努める］。

3　活用企業は、他の企業当事者［及び当該企業当事者が指定し本知財運営委員会が承認する当該企業当事者の関係会社等］に対して、本発明等を本共同研究の遂行以外の目的で実施する非独占的な権利を［無償／有償］で許諾する［ことができる］。

［4　前項に基づく活用企業から企業当事者に対する本発明等の実施許諾に関して、企業当事者が活用企業に支払う実施料その他の許諾条件は、活用企業と当該企業当事者が協議の上定める。］

**第5条（コンソーシアム外への本発明等に係る実施許諾）**

1　活用企業は、本当事者以外の第三者に対し、本発明等を実施する非独占的な権利を有償で許諾することができる。［但し、当該第三者は、本知財運営委員会の承認を得た者でなければならない。］

2　前項に基づく活用企業から第三者に対する本発明等の実施許諾の条件は、前条に基づく活用企業から他の本当事者に対する本発明等の実施許諾の条件より有利な条件としてはならない。

3　活用企業は、本条第1項に基づく本発明等の実施許諾の対価として第三者から実施料の支払いを受けた場合、他の本当事者に対して当該実施料を分配しなければならない。当該実施料の分配の条件は、本当事者が別途協議の上決定するものとする。

**第6条（知的財産権の出願等）**

＜活用企業が単独で行う場合のモデル条項＞

　［本知的財産権の出願は、活用企業が単独で行う。］

／

＜発明者である研究担当者が帰属する契約当事者が行う場合のモデル条項＞

　［本知的財産権の出願は、当該本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本当事者が単独で（共有知的財産権にあっては、当該共有知的財産権を共有する本当事者が共同して）行う。］

**第7条（外国における出願等）**

　本知的財産権の外国における出願については、前条に準じるものとする。

**第8条（出願等費用）**

＜活用企業が全額負担する場合のモデル条項＞

　［前二条の出願に関する出願等費用は、活用企業が負担する。］

／

＜本発明等の発明者たる研究担当者が所属する契約当事者が負担する場合のモデル条項＞

　［前二条の出願に関する出願等費用は、当該出願に係る本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本当事者が（共有知的財産権にあっては、［当該共有知的財産権に係る本発明等の共同発明者が所属する本当事者が共有持分の割合に応じて共同で］／［当該共有知的財産権に係る本発明等の共同発明者が所属する本当事者のうち企業当事者が（当該企業当事者が複数ある場合には当該企業当事者が共有持分の割合に応じて共同で）］）負担する。］

**第9条（コンソーシアム外の第三者との共同研究）**

　本当事者は、第三者との間で本共同研究と同一又は関連するテーマについて学術的な研究をすることを何ら制約されない。但し、第11条に定めるノウハウ秘匿義務等及び第12条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。

**第10条（バックグラウンドIPの取扱い）**

1　各本当事者は、自己が本共同研究開始前から保有し又は本共同研究開始後に本共同研究とは無関係に保有するにいたった知的財産権（以下「バックグラウンドIP」という。）について、他の本当事者に対して、本共同研究の研究目的のために必要な範囲で、当該バックグラウンドIPに係る発明等を実施する無償且つ非独占的な権利を許諾する。但し、各本当事者は、本合意書締結後［60］日以内に書面により特定することにより、当該実施許諾の対象から自己が保有するバックグラウンドIPの一部を除外することができる。

＜「原則使用不可型」のモデル条項＞

［2　本当事者が保有するバックグラウンドIPのうち本発明等の社会実装のために必要であると本当事者が書面により合意した場合、当該バックグラウンドIPの保有者は、活用企業に対して、第4条及び第5条に基づく本発明等の実施又は実施許諾に付随して当該バックグラウンドIPを実施又は再実施許諾するための権利を、活用企業との間で別途合意する条件により許諾する。］

／

＜「原則使用可型」のモデル条項＞

［2　［本当事者］／［研究機関当事者］が保有するバックグラウンドIPのうち本発明等を実施するために不可欠なものについて、当該バックグラウンドIPの保有者は、活用企業に対して、第4条及び第5条に基づく本発明等の実施又は実施許諾に付随して当該バックグラウンドIPを実施又は再実施許諾するための非独占的な権利を［無償］／［有償］で許諾する。この場合、当該バックグランドIPの保有者は、第三者との合意その他の理由により、当該権利を許諾することができないことを認識した場合は速やかに、他の本当事者に対して通知するものとし、本知財運営委員会の承認を得た場合には、当該通知がなされたバックグラウンドIPについては、上記の権利の許諾の対象外とする。［但し、各本当事者は、本合意書締結後［60］日以内に書面により特定することにより、当該権利の許諾の対象から自己が保有するバックグラウンドIPの一部を除外することができる。］］

**第11条（ノウハウ・プログラム・データ等）**

1　本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、相手方に速やかに通知し、書面にて特定するものとする。

2　特定されたノウハウは、特定の日から契約項目表5．記載の期間まで、秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。

3　特定されたノウハウ及び本共同研究から生じたプログラム等の取り扱いについては、第3条から第8条に定める知的財産権の取り扱いに準じ、本当事者間で別途協議の上決定するものとする。

［4　当事者提供データについては当該データを提供した各本当事者がそれぞれ利用権限を有し、また、本成果データについては別紙に定めるとおりデータの利用権限を有するものとし、かかる利用権限の内容は、別紙においてデータ毎にそれぞれ定める。但し、別紙において特段の定めがないときは、各当事者は、他の当事者が提供した当事者提供データ及び本成果データについて本研究の目的で利用するための利用権限を有するものとする。なお、各本当事者は、自己が提供した当事者提供データ及び本成果データの有用性及び正確性について保証せず、何らの責任も負わない。］

**第12条（秘密保持）**

1　本当事者は、本共同研究の実施に当たり、他の本当事者より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の一切の情報のうち、提供又は開示の際に当該他の本当事者（以下「開示当事者」という。）より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で情報を開示若しくは提供を受ける者（以下「被開示当事者」という。）に対して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、第4条で指定する研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。被開示当事者は、開示当事者より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

（1）開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

（2）開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報

（3）開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

（4）正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容

（5）相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

（6）書面により事前に開示当事者の同意を得たもの

2　被開示当事者は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に開示当事者の同意を得た場合はこの限りではない。

3　前二項の有効期間は、本共同研究契約に基づく本共同研究開始の日から契約項目表6．記載の期間までとする。ただし、本当事者間での協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

**第13条（本研究成果の公表）**

1　本研究成果は原則として、公表する。ただし、公表に当たっては、第11条のノウハウ秘匿義務等及び第12条の秘密保持義務を遵守するものとする。

2　公表を希望する本当事者は、公表の［　　］日前までに、公表の目的・場所及び内容を、書面にて本知財運営委員会に通知する。

3　本知財運営委員会での協議の結果、公表により、当該公表を希望する本当事者以外の本当事者の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合、前項の通知を受領してから［　　］日以内に当該公表を希望する本当事者に書面にてその旨を通知し、当該公表を希望する本当事者は、再度本知財運営委員会に諮った上で、公表範囲及び方法を決定するものとする。

4　本共同研究終了日の翌日から起算して［　］年間を経過した後は、研究機関当事者は、第11条のノウハウ秘匿義務等及び第12条の秘密保持義務を遵守した上で、他の本当事者に対する通知を行うことなく、本研究成果の公表を行うことができるものとする。ただし、本当事者間での協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

5　本当事者は、事前に本知財運営委員会の承諾を得たときは、本研究成果の発表又は公開若しくは公表を行う際に、当該本研究成果が本共同研究において得られたものである旨を表示することができる。

**第14条（有効期間）**

1　本合意書の有効期間は、本共同研究契約に基づく本共同研究の研究期間と同一とする。

2　本合意書の有効期間満了後も、第3条ないし第13条の規定は、有効に存続する。なお、当該存続条項において、本知財運営委員会の承諾を要する旨が定められている場合、本合意書の有効期間満了後、本知財運営委員会の承諾は、［全当事者の］／［3分の2以上の当事者の］／［過半数の当事者の］合意により代替するものとする。

**第15条（事後参画）**

　本共同研究契約の規定に基づき本共同研究に参加した者は、［参加前に創出された本発明等について、他の本当事者と同等の権利を有する。］／［参加前に創出された本発明等については、他の本当事者と同等の権利を有さず、当該本発明等について実施する場合には第5条に基づき第三者として実施許諾を受けるものとする。］

**第16条（脱退）**

1　本当事者は、本共同研究契約の規定に基づき本共同研究から脱退する場合は、以降、本合意書の当事者ではなくなる。

2　共同研究契約の規定に基づき本共同研究から脱退する当事者は、当該承諾を得る過程において本知財運営委員会との間で別段の合意をしない限り、脱退により本合意書の当事者ではなくなった後も、本合意書により自己に課された義務を負担し続けるものとする。

3　本共同研究契約の規定に基づき本共同研究から脱退する当事者は、当該承諾を得る過程において本知財運営委員会との間で別段の合意をしない限り、［脱退により本合意書の当事者ではなくなった後は、本合意書に基づき取得した全ての実施権を失うものとする。］／［脱退により本合意書の当事者ではなくなった後も、本合意書に基づき取得した実施権を保有し続けるものとする。］

この契約の締結を証するため、本合意書4通を作成し、甲、乙、丙、丁それぞれ1通を保管するものとする。

平成　　年　　月　　日

（甲）　［　 所　在　地　］

　　　　［　 名　　　称　］

　　　学　　　長　　　［　　　　　　］

（乙）　［　 所　在　地　］

　　　　［　 名　　　称　］

　　　学　　　長　　　［　　　　　　］

（丙）　［　 所　在　地　］

　　　　［　 名　　　称　］

　　　　代表取締役 ［　　　　　　］

（丁）　［　 所　在　地　］

　　　　［　 名　　　称　］

　　　　代表取締役 ［　　　　　　］